

アメリカにおける信用制度発達の一段階：19世紀初期の銀行制度の生成について

高橋, 久彌

<https://doi.org/10.15017/4362496>

出版情報：経済學研究. 26 (2), pp.53-86, 1960-07-25. Society of Political Economy, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



アメリカにおける信用制度発達の一段階

——一九世紀初期の銀行制度の生成について——

高橋久彌

はしがき

- 一 ハミルトンの公債政策と金融組織の発達
- 二 合衆国銀行と金融市場
- 三 合衆国銀行と州法銀行
- 四 合衆国銀行の特許更新の拒否
むすび

はしがき

現在のアメリカ合衆国における銀行制度は、他の多くの諸国が有する単一中央銀行制度にくらべ、中央の連邦準備制度理事會 (Board of Governors) の監督下に一二の連邦準備銀行 (Federal reserve banks) が設置され、それが加盟銀行 (Member banks) すなわち連邦準備制度 (Federal Reserve System) に加入する商業銀行 (すべての国家銀行 (National banks) と任意加盟の州法銀行 (State banks) により構成される) に対し「銀行の銀行」として機能する特異な組織を有し、さらにこの制度の外に非加盟銀行が存立する複雑な機構によつて特徴づけられる。この特殊な組織を

アメリカにおける信用制度発達の一段階

形成するにいたった歴史的原因は、アメリカ産業資本の発達過程のうち求められねばならぬが、一言でいえば、一九世紀の急速な産業資本の発達に伴って各地に多数の銀行が簇生し、それによって醸成された流通過程の諸弊害を除去することが必要とされたが、それにもかかわらず、東部の有力な銀行勢力に対する西部と南部の反感ならびにその統制に必要な権限が単一銀行に掌握されることに對する伝統的反対という、この相反する要求を充すものとして連邦準備制度が創設された⁽¹⁾。したがって、この制度はアメリカ資本主義発達過程の歴史所産であり、生成した銀行が発達する産業資本に對して及ぼしてきた攪乱を集権的単一銀行の統制によらずして排除するために、一九〇七年の恐慌を契機として、制度上の根本的改革により一九一三年設立されるにいたったのである。

銀行業は資本主義の生成とともに誕生し、資本主義はそれを一つの槓杆として発達する。産業資本が形成、発展していくためには、利潤のすべてを吸い上げる高利貸資本の支配に對して支払われねばならぬ利子は、産業利潤の一部にとどめなければならぬ。それは、利子つき資本一般の否定ではなくてその容認に外ならず、この産業資本の利益に従属する近代的利子つき資本の造出の手段として銀行制度が創られたのである。「産業資本が利子つき資本を自分に従属せしめる真の仕方は、自分に固有な一形態——信用制度——の創造ということである、……信用制度は産業資本自身の創造物であり、それ自身、産業資本の一形態であつて、マニファクチュアとともに始まり、大工業とともに一そう発達したのである」⁽²⁾。

高利貸資本に對抗して銀行業は預け入れられた貨幣の貸付を公然となし、さらに貨幣にかえて銀行業者宛の手形にすぎない銀行券||信用貨幣を発行することにより利子を圧下した⁽³⁾。しかも、この高利貸資本の没落を決定的ならしめた銀行制度は、その発展の過程において銀行券||信用貨幣を造出して貨幣金・銀を節約することにより、個人的消費にも生

産的消費にも入り込まず、資本制生産の社会的空費を形成するこれら貨幣商品の生産に必要な資本の負担を軽減せしめ、さらに貨幣取扱業務を営むとともに貨幣資本の現実の貸手と借手との媒介者として現われる。産業資本の創造物としての銀行は、こうした銀行券＝信用貨幣の発行、貨幣資本の管理をつうじて商品の生産、流通過程につながり、資本制商品生産および商品流通の拡大にもとづいて自らの発達を遂げるのである。

しかしながらこの銀行制度の発達は、産業資本のそれぞれの成立、発展の仕方に照応して異なった経路をたどる。すなわち、イギリスにおける如き典型的な産業資本の漸進的成長過程のうちに発達した銀行制度に対して、アメリカあるいはドイツにおいては産業資本の成立は遅れ、しかも一九世紀中葉以後の飛躍的な発達につづいて、同世紀末期には独占段階を迎えるという資本主義の急速な成熟過程を反映して、銀行制度もまた特異な発展の道をたどった。第一・第二合衆国銀行 (First and Second Bank of the United States) の設立(前者は一七九一年に、後者は一八一六年に設立)州法銀行の生成および発展、両者の対立、国法銀行制度 (national banking system) の樹立 (一八六三年) として連邦準備制度の確立 (一九一三年) は、アメリカ資本主義の発達に応じた銀行制度の発展経過を示す。本稿はかかるアメリカ銀行制度の歴史的発達過程のうちの一段階、すなわち一八世紀末期の第一合衆国銀行の成立とその後の州法銀行との関係を明らかにしようとするものである。

(一) Cf., R. S. Sayers, *American Banking System. A Sketch*, 1948, pp. 4—5, 森川太郎訳『アメリカの銀行組織』一〇—一頁参照。

(二) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, Bd. III, SS. 541—2. 改造社『マル・エン全集』一一卷五三三頁。

(3) 「高利に対するこの激しい攻撃、利子つき資本を産業資本に従属させるこの要求は、資本主義的生産のこれらの条件を近代的銀行制度において作り出す有機的創造の先駆であるにすぎない。すなわち、この銀行制度は、一面では一切の死蔵された貨幣貯備を累積して、貨幣市場に投げ出すことによって高利貸資本から独占を奪い、他面では信用貨幣の創造によって貴金屬の独占そのものを制限するのである。」(K. Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, Bd. III, S. 651. 向坂訳(岩波文庫)(一〇)四五八―九頁。)

一 ハミルトンの公債政策と金融組織の発達

独立革命(一七七五―一八三年)後、連邦政府は新興商業資本家階層の支持をえ、その代表者を中核として樹立したが、商業資本家階級は政府に付与された強大な国家権力をもって自らの利益の増進をはかった。革命中の一七八一年に成立した『連合規約』(Articles of Confederation)により連合議会が構成されたが、それは独立した各州を連盟の形式において結合せしめた会議体にすぎず、重要な実質的権限を有するものではなかった。⁽¹⁾ 徴税権、統一的関税設定権、州際通商統制権等の諸権限は付与されなかった。したがって独立後自己の経済的活動領域の拡大、商業利潤の増大を企図する新興商人階層はより強力な政府を樹立し、それによって保護を受けることを要求して一七八七年にフィラデルフィアで憲法会議(Constitutional Convention)が開催され、『アメリカ合衆国憲法』が制定されるにいたった。

合衆国憲法は国会に対して租税、関税、間接税、消費税の賦課徴収権(第一条第八節一項)、起債権(同二項)、国際・州際通商統制権(同三項)、貨幣鑄造・統制権(同五項)、偽造処罰権(同六項)あるいは軍隊編成維持その他の軍事権(同十一―十六項)等を付与し、州に対しては貨幣鑄造および信用紙券の発行を禁止(第一〇二項節)、輸出入税の賦課を禁止した。(同二項)しかもかかる明示的権限の他にさらに「必要にして適当なすべての法律」を制定しようとの必要・適当法律制定権(八節一八項)が認められ、強力的かつ弾力性ある権限が与えられた。⁽²⁾ かくて国会は重要な列挙された

明示的権限を効果的に遂行するために「必要にして適当な法律」を制定しようとの默示的権限をも認められようとの拡大解釈主義によりながら商人階層はこの広範かつ最高の権限にもとづいて必要な法律の制定、その執行により自己の経済利益の増大を企図したのである。開拓および投機の目的である西部未開拓地をインディアン⁽³⁾の脅威から防衛するため、また通商領域あるいはその施設を保護するための軍備の拡充、戦時公債の償還およびその未払利子の完済による私有財産権の確保、保護関税の設定等々は商人階層の経済的要求にもとづくものであった。特にこの公債の償還は、初代財務長官A・ハミルトン(A. Hamilton)の経済政策いわゆる「ハミルトン体制」(Hamiltonian system)の中核をなすものであり、⁽³⁾額面価格の五〇パーセント以下に暴落した市場価格で所有者から商人その他の有産階層の手中に集積された公債(ハミルトンの推計によれば、対外債務は約一、一七二万ドル、対内債務は約四、〇四二万ドルに達し、また諸州の債務は約二、五〇〇万に上った)を、額面価格で償還をなすことを目的とした。したがって、この公債償還をつうじて商人その他資産家階層の手に貨幣的富が蓄積される。公債は「本源的蓄積の最も精神的な積杆の一つとなる」⁽⁴⁾のである。就中、州債の連邦政府による肩代わりは、州債が南部諸州に比較的になく残存していた事実から、結果的には南部農民層の犠牲において北部商人階層を富ましめるものであった。しかも公債の償還は租税にその財源を求めなければならなかった⁽⁵⁾のであり、この課税にともなう所得の再配分をつうじて商人階層に貨幣的富を集積せしめた。ハミルトンの公債処理的政策は、一部有産階級への富の集中の強行であった。

一七八九年に設定された関税に加えて、一七九一年三月にはハミルトンによって主張された内国消費税が賦課されることになった。さらに一七九四年六月に車輜、酒類販売、喫煙草製造、砂糖精製、競売が新たに課税の対象となり、一七九八年には直接税が課された⁽⁵⁾。かかる課税措置とともに一七九二年五月減債基金が設置されて公債の償還が促進さ

れ、さらに一七九五年三月にその組織は拡充されて関税、トン税、酒類消費税、合衆国銀行株式配当収入および公有地売却収入が基金に充当され、償還を一層促すことが企図された。

かくて、公債償還は課税範囲の拡大をもたらしして一般農民階層に租税負担を強い、その犠牲において強行されたのである。しかも国家財政の膨脹は、公債処理の努力にもかかわらず新らたな債務をもたらしした。合衆国銀行およびその他の州法銀行に対して負う債務も多額に上り、連邦政府の総債務額は一七九一年の七、五四〇万ドルから九五年には八、〇七〇万ドルに、一八〇〇年には八、三〇〇万ドルに増大した。この公債増加の趨勢は、一八〇〇年以後ジュファースン大統領 (T. Jefferson) によって推進された軍事支出の圧縮と債務軽減の政策のため、政府債務総額は一八〇五年には八、三三〇万ドル、一〇年には五、三一〇万ドル、一二年には四、五〇〇万ドルへと減少したが、この償還をつうじて公債は増税、農民層への租税負担の転嫁にもとづき、商人階層その他資産家階層の手中に貨幣的富を集中せしめ本源的蓄積の強力な楨杆となったのである。

ところで、ハミルトンの意図した公債処理政策は、以上の如き公債償還による商人階層への富の集積のみがその目的であったのではない。公債の償還を促進して合衆国政府によせられる一般的信頼を高め、また合衆国銀行の資本金に公債を加えることを許容して公債に対する需要を増加し、その価格の維持してその社会的信用を回復し、国際金融市場におけるその取引を介して外国資本を流入を促し、国内の乏しい資本蓄積を外国資本で補充して諸産業の発達をはかることを意図するものであった。

実際、一九世紀のアメリカ経済の発展は、証券取引を介するヨーロッパ資本の流入に負うところ大であった。国内において一八〇二年にフィラデルフィアに証券取引所が設立されたのを契機に、一八一七年にはニューヨーク証券取引

所 (New York Stock and Exchange Board) が開設され、また保險会社、信託会社あるいは貯蓄銀行が生れ、長期資金を供給する資本市場が形成されていく。⁽⁹⁾しかし交通革命を主軸として展開する經濟の膨脹は、国内の資本蓄積力の低位とあいまって、外国資本殊にイギリス資本への依存度を強めたのである。合衆銀行の發行株式総数のうち七〇パーセントが外国人、主に英国人によって取得され、その後もマーチャント・バンカー (Merchant Banker) を媒介して多量の公債および株式がロンドン資本市場にて取引されたのである。一九世紀初期までは、イギリスにおいてその著しい資本蓄積力と、工場規模が大きくなしくかもその發展が漸進的であったことのために、「一般に彼等自身でその創業に必要な資本を供給し、通常その後稼得される利潤を消費財に費消するよりも、むしろ彼等の事業に再投資することを選んだ。明らかに、イギリス工業の拡張は投資家の資本によってではなく企業者によって金融されたのであった」⁽¹⁰⁾のと同様に、総して蓄積利潤の再投資に、あるいは親族からの借入れに依存する私的調達方式により所要資本の増加を補充した。⁽¹¹⁾しかし同世紀の前期からすでに始まり、中葉以降に飛躍的に發展を遂げた交通機關を中心とする産業の伸張は、巨額の資本を必要ならしめ、それは公開資本市場においてのみ所要資本の調達が可能となったのである。しかも、運河開鑿時代の端緒をなしたニュー・ヨーク州によるエリー運河 (Erie Canal) の建設のために發行された七、八〇〇万ドルを越える州債の大部分が、英国にて売却されたのを契機に、その後起った運河、道路、鉄道の建設のため、諸州は外国、就中、英国市場にて多くの州債を發行し、外国市場において巨額の所要資本を調達したのであった。一八五四年の財務省の報告によれば、第一表の如く、發行された諸証券のうち外国人の所有する割合は、国債、州債および地方債に關しては平均その四二パーセント強が、鉄道社債についても二六パーセントに上った。一八三六年までに九、〇〇〇万ドルが北諸部州の運河および鉄道事業に投下され、その半ば以上が州債の形でイギリス資本市場にて調達されたと推定され、ま

第 1 表 有価証券現在高および外国人所有高〔単位 1,000 ドル〕

証券種別	現在高	外国人所有高	外国人所有高の百分比
合衆国国債	\$ 58,205	\$ 27,000	46
州債	190,718	110,972	58
郡市債	93,280	21,462	23
鉄道社債	170,112	43,889	26
鉄道株	309,894	8,026	3
銀行・保険会社株	279,555	7,067	3
運河・海運会社株	58,019	2,522	4
その他	18,814	1,068	6
計	\$ 1,178,597	\$ 222,006	18

〔出所〕 H. P. Willis & J. I. Bogen, Investment Banking, Revised Ed., 1936, p. 220. より

アメリカにおける信用制度発達の一段階

第二十六卷 第二号 六〇

ツッカー (L. M. Hacker) によれば一八三八年までに発行されたハタ公債は一七、〇〇〇万ドルに上ったのである。⁽¹³⁾

しかしてこの公債発行による資本調達とともに、国内における投資市場の発達も促された。諸産業の拡大が多額の貨幣資本を必要とするに伴って、長期的資本の調達機関が生成する。州法銀行ことに内陸地方のそれは、担保貸付けによる長期的信用をも供給して兼業的性格を有し、北部海岸地方の銀行と顕著な対照を示し、また鉄道会社は銀行業をも営むことを特許され、かくして産業の発達の仕方に応じてそれぞれ異なった銀行のあり方を現わしたのである。さらに、一八一六年にボストンに Provident Institution for Savings が、一八一九年に Philadelphia Savings Fund Association が法人組織の預金銀行として設立されて以来、預金銀行は一八二〇年に一〇行を数え、一八五〇年には一〇八行に急増し、漸次発生する保険業、信託業とともに遊休貨幣資本を吸収し、それを長期貸出しにあてがうことにより貨幣資本需要を充したのである。

かくてアメリカ諸産業の発達は、外国資本市場にて調達された資本によって促進されたのであり、この段階で、国内資本蓄積の不足を公

債発行による外国資本の調達によって解消しようとしたハミルトンの意図が具現されるにいたった。そしてまた銀行の簇生を促すとともに、北部、中部沿岸商業都市の諸銀行が早くから商業と密着して短期信用の供給源として発達したのに対し、中部、西部あるいは南部地方の諸銀行は、多かれ少かれ、発生する諸企業に対する担保貸付による長期貨幣資本の供給をも兼ね備えたのである。産業資本の発展は、その発達に適合する形態に銀行組織を再編成していくのである。

- (1) 高木八尺『米國政治史の研究』一七頁。
 - (2) 大野盛直『アメリカ憲法原理の展開』第六章第一節参照。
 - (3) 「ハミルトン体制」の本源的蓄積強行の意図については拙稿「第一合衆國銀行の設立について」『金融經濟』六一号（一九六〇年四月）二六一—九頁参照。
 - (4) K. Marx, a. a. O., Bd. I, S. 74.
 - (5) D. R. Dewey, *Financial History of the United States*, 12th Ed., 1934, pp. 106—9.
 - (6) *Ibid.*, pp. 113—4.
 - (7) *Ibid.*, p. 113. Cf., P. Studenski & H. E. Krooss, *Financial History of the United States*, 1952, pp. 54—5.
 - (8) D. R. Dewey, *op. cit.*, pp. 123—6.
 - (9) 尾上一雄「南北戦争前のアメリカ合衆国における金融機構」国学院大『政経論叢』三卷一号四三頁。
G. W. Edwards, *The Evolution of Finance Capitalism*, 1938, p. 145.
 - (10) *Ibid.*, p. 20.
 - (11) R. A. East, *Business Enterprise in the American Revolutionary Era*, 1938, pp. 17—8. 塩野谷九十九『アメリカ經濟の發展』三五頁より参照。
 - (12) 塩野谷九十九 前掲書九四頁。
 - (13) L. M. Hacker, *Triumph of American Capitalism*, 1940, 中屋・三浦共訳『資本主義の勝利』下卷四三頁。
 - (14) 尾上一雄 前掲論文二八一—九頁。
- アメリカにおける信用制度発達的一段階

二 合衆国銀行と金融市場

一七九一年合衆国銀行が設立されるまでに、すでに北アメリカ銀行（一七八二年特許、翌八二年営業開始）、ニュー・ヨーク銀行（一七九一年特許、一七八四年営業開始）、マサチューセッツ銀行（一七八四年特許、同年営業開始）、およびメリランド銀行（一七九〇年特許、同年営業開始）の四行が設立されていた。これらのうち合衆国銀行は、「ハミルトン体制」の一環としてその構想においてイングラント銀行を模倣して設立されたが、北アメリカ銀行もまた、革命中連邦政府に財政的援助を与える目的でもって創設されたのである。このようにアメリカにおける銀行の生成は、まず政府の手による先進国銀行制度の導入によってもたらされた。

本来イギリスにおいて銀行制度は、高利貸資本に対抗して利子率の国家による引下げとともに、産業資本がその貨幣独占を打破し、前期的高利貸付を克服する社会的制度として創設された。すなわち「利子つき資本に対しては利子率の暴力的引下げということによって暴力（国家）が用いられ、もはや利子つき資本は産業資本に諸条件を課すことができなくなる。しかしこのやり方は、資本制生産の未発達な段階に属する一形態である。産業資本が利子つき資本を自分に従属せしめる真の仕方は、自分に固有な——形態——信用制度——の創造ということである」^①。

この信用制度としての銀行はイングラント銀行によって実現されるが、それは土地所有を基礎として紙券を発行する土地銀行の設立計画にかわって、一六九四年『トン税条例』にもとづき政府に対して一二〇万ポンドを貸付けることにより、その財政困難を救済すること目的としたものであった。イングラント銀行のこの政府に対する貸付は、長期的に存続し、長期国債制度の発端となったが、その巨額の貸付けは「すべての金匠と質屋が怒声をあげた」^②利子率の大下落

を惹起せしめた。つまり豊富な資金の供給源としての同行の創設は、その発行をつうじて利率の低落をもたらし、高利貸資本の没落を決定的にしたのである。もちろん、設立当初の同行は近代的中央銀行として発足したのではなく、「近代の見解をもってイングランド銀行設立の事情を律することは誤謬である」⁽⁸⁾。同行の機構や業務は金匠銀行のそれを継承したとみられる傾向が強く、いわば先駆的銀行制度の中心にあった巨大金匠銀行にかわってその位置に創設された公的機関というべき状態にあった。発行された紙券についても、必ずしもその性格を一義的に規定されえず、短期公債また預金受領証としての性格をとどめながら流通媒介物として機能し、一八世紀においてようやく増加する商業手形の割引をつうじて個人商業手形にかわって銀行が振出した手形としての銀行券という形態を明確にするのである。また同行は、その業務においても設立のはじめから政府と低利の貸付けをもって結合し、政府の重商主義政策の遂行を援助して政府との結合を強めた。その結果「あらゆる対民間業務は、政府に対して行う直接的、間接的業務と比較すれば、常に小規模であった」⁽⁴⁾のであり、「厳密には対民間業務は僅少な利潤を稼得しうるにすぎない地金業務、私的貸付、割引、その他僅かな業務に限られた。これらの業務は四〇年代中葉において異常な低水準にあった。一七四四年八月までの一年間、貸付・割引額は僅か四、七三二ポンドにすぎず、つぎの一年間にはその額は五、三三八ポンドに達している」⁽⁵⁾。同行の業務のうち政府に対する業務が大なる比重を占めていたのである。しかし、一八世紀にロンドンを中心として漸次的に進行する商品流通の発展は、同行の対民間業務を拡大せしめる。同行は、外国為替を優遇することにより多量のロンドンの外国貿易商人の手形を割引き、これら商人の貿易上の競争力を強め、また国内手形の割引を介してマニファクチュアとの結びつくにいたった。⁽⁶⁾同行の手形割引については「一八世紀の最初一〇年間から商業手形の割引の比重が増大し始め、六〇年代以降はほぼ決定的となっている」⁽⁷⁾。イングランド銀行の銀行券もその手形割引の

増加にもとづいて流通範囲を拡大した。すなわち「地方銀行が全般的に生成し、それらの銀行券が広範にわたって発行される以前、つまり一七六〇年後の一〇年間には、イングランド銀行券の流通は、それ以後のより熟知の時期におけるよりは比較的に一層広い範囲にわたっていたようである」。

かくしてイングランド銀行は、商品の生産、流通の発展とともにロンドンを中心にそれが立脚する社会的基盤を確立するにいたった。しかも、産業革命の進行にともなう地方産業の急速な発達の過程において、多くの地方銀行が設立され、地方銀行券が流通し、そのためイングランド銀行券の地方への流通は抑制を受けたが、恐慌時の多くの地方銀行の倒産によってつくり出された流通過程の間隙を充し、さらに地方銀行およびその銀行券に法的制約が課せられたこととあいまって、イングランド銀行券は地方市場にて流通し、同行の中央銀行としての地位ができあがるのである。

アメリカの銀行の生成は、以上のイギリスの銀行が貨幣取扱業および貸付業において充分発達した前期的信用制度の基盤の上に形成されたのとは異って、戦争によるあるいは本源的蓄積過程の強行による財政上の必要から、先進資本主義国イギリスの銀行制度の導入によってもたらされた。そしてこれを契機に、ボストン、ニュー・ヨーク、ボルティモア等の引仲介地において銀行業の発達をみる。これらの諸都市では植民地時代からすでに外国貿易によって繁栄し、可成りの商品および貨幣が流通したが、これら東部諸都市は国内市場と諸外国、殊に英国市場との仲介地であり、いわば国内市場は東部諸都市を介して連結される英国市場の一部にすぎなかった。したがってこれら都市における商品・貨幣流通の拡大に伴って要求される貨幣取扱業につき、アメリカ商人はロンドン貨幣市場に依存し、ロンドン銀行業者から供与される貿易上の信用をもって商品取引を仲介しえたのである。しかしそのため植民地における貨幣取扱業、貸付業等の発達は阻害され、さらに独立革命以前にすでに商人間に四五日を満期とする商業手形の振出しがみられた如く、商業信

用が商品取引において重要さを漸次増してはいるが、かかる本国に対する貿易上の信用の依存は、後背地域の商品生産・流通の未発達のためとあいまって、商業手形の流通を量的にもまた地域的にも制約したのである。

革命後は国内市場は政治的には本国市場から独立し、経済的にはなお依存関係を脱却しえずに発達を遂げるが、この国内市場の発展は、各州の援助のもとに割拠的な発達過程をたどった。すなわち、政治形態上は連邦政府の樹立により、統一的国民国家が形成されたのであるが、実質的には各州に憲法によって保証された権限にもとづいて独立的であり、経済的開発も諸州ごとに進められたのである。したがって産業革命の進行にともなって各地方市場が融合され、ロンドンが統一的商品市場の上に金融中心地としての地位を確立したイギリスの場合とは異って、商品市場は諸地方の自然的条件と結びついて形成され、一九世紀の産業発達の過程においてもそれぞれの地方の特殊性に依じて発展し拡大したのである。銀行制度の発達も、この市場形成の相違を反映して異なった様相を示す。

まずイギリスにおいては、産業の普及と商品流通の拡大による国内市場の発展、統一という歴史的過程のなかで、イングランド銀行はその支配的地位を確立して行くが、一八世紀後期の産業資本主義発展段階の前期階にイングランド銀行——ロンドン個人銀行——地方銀行の三系統が形成された。これら諸銀行相互間には取引対象上の区別が存在していた。換言すれば、イングランド銀行は一七五〇年頃からその貸付業務を主に公債取引業者に対する担保貸付けのほかは、東印度会社、南海会社およびバドソン湾会社等の特許会社への貸付に限り、割引業務についてはロンドンの個人銀行の手形の割引を行わず、直接にロンドンの商業、産業の振出した手形を割引いてこれら諸産業に直結した。これに対して地方銀行は、地方にて振出された手形を割引いて信用を供与し、あるいはロンドン個人銀行への預金を引き出して地方の貨幣需要に応じ、ロンドン個人銀行は増加する遊休貨幣を吸収して、預金銀行としてビル・ブローカーをつうじ

てもたらされる手形を再割引し、また手許休息貨幣をコール・ローンとして放出したのである。⁽¹⁰⁾

かくして、バジヨット (W. Bagehot) が「ロンドン街はかくの如くイングランドの二大区分の間を——急速に發達しつつある諸地方、そこでは殆んど如何なる額の資金も充分にかつ容易に使用せられうる地方と、停滞的なるあるいは衰退的なる諸地方、そこでは使用せられうる以上に資金の余っている地方との間を——不断に仲介する者となる⁽¹¹⁾」と述べている如く、ロンドン貨幣市場と地方とは手形割引をもって連結され、貨幣の社会的規模での再配分が行われた。⁽¹²⁾ ロンドンが中心的な商品・貨幣市場となり、地方市場を包摂することによってロンドンを介する農業地方と工業地帯との間の貨幣の常時移動を促し、工業の發達に伴って必要とされる短期資金の需要を充したのである。

これに対し一九世紀初期のアメリカにおいては、前述したようにこのイギリスの如き諸地方市場の社会的連繫は形成されず、市場は産業資本が未成熟でその支配力が弱小であり、しかも北部、中部、南部に大別される相異なつた經濟構造に左右されて分散的な独自の發達を遂げる。したがって商品の生産・流通の増大、交通機關の普及がもたらした各市場間の連結にもかかわらず、地方市場が主要市場に包摂されてしまうことなくその独自性を保持しえた。かくて銀行業もそれぞれの市場での商品・貨幣流通にもとづいて生成、發達する限り各市場間のこの独立性を反映して諸銀行間の連関が形成され發達することがなかつたのである。合衆國銀行と諸州法銀行との間には、さらに連邦主義対州權主義の政治的抗争も介在して、例えば合衆國銀行の創設当初、北アメリカ銀行との間に「市民への融資を促進するため、および相互の身勝手な干渉を排除するために、両銀行の業務について自由な意見の交換を行う目的⁽¹³⁾」で協議しあい、また手形の交換をなし、一七九三年にペンシルベニア銀行が設立されるや同行も参加して割引およびその他の業務に関して統一の規則を採用した如き、また合衆國銀行ニュー・ヨーク支店とニュー・ヨーク銀行との間に同様な關係が結ばれた如き

銀行間の連繫をみる。⁽¹⁴⁾しかしこの連関も、後者の場合ニュー・ヨーク銀行が一七九六年に連邦政府に対する過大貸付けと銀行券の過剰発行のため経営困難に陥いたとき、⁽¹⁵⁾ニュー・ヨーク支店は同銀行に貸付金の返済を要求して両銀行間の協調關係を喪失せしめたように、合衆国銀行と州法銀行とは究極的には競合状態にあり、それぞれ自己の利害を固執することによって対立を深め、政治的抗争も絡んで、合衆国銀行は一八一一年特許期限満了とともに解散したのである。

- (1) K. Marx, Theorien über den Mehrwert, Bd. III, SS. 541—2. 邦訳前掲書五三三頁。
- (2) Macaulay, The History of England, (Everyman's Library) Vol. III, p. 296. — K. Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, Bd. III, S. 652. 向坂訳 (一〇) 四五九頁。
- (3) M. Weber, Wirtschaftsgeschichte, 黒正・青山共訳『一般社会経済史要論』下巻一〇八頁。
- (4) J. Clapham, The Bank of England. A History, Vol. I (1694—1797), 1958, p. 153.
- (5) Ibid. p. 155.
- (6) 三輪悌三「産業資本主義段階における信用制度」——『講座信用理論体系』第一部制度篇九五頁。
- (7) 大塚久雄「信用關係の展開」——『経済学新体系』資本主義の成立』一三二頁。
- (8) J. Clapham, op. cit., pp. 146—7.
- (9) Cf. ibid., p. 163.
- (10) J. W. Gilbart, The History, Principles and Practice of Banking, New Ed. by E. Sykes, Vol. I, 1922, p. 293.
- (11) W. Bagehot, Lombard Street, New Ed. by H. Withers, 1917, pp. 11—2. 宇野訳(岩波文庫版)二二二頁。
- (12) 「われわれの農業地方で集められるこの国の資本は、小額づつ預金として地方銀行に預金されて、ロンドン街で使用されるように集中される。しかしそれは第一には「われわれの鉱・工業地区における事業の拡張のために、その地の銀行あての手形の再割引を介して、利用されるもの」とされた。ついでまた、阜頭倉庫証券および積荷証券に対する前貸によって、外国生産物の輸入業者により大きな便宜を与えるためにも利用されるもの」とされ、これによって対外取引および植民地取引に従事する諸商社の『正当な』商人資本が解放され、またかようにして海外植民地農場における最も忌避されるべき種類の投資に使用されたのである」(『エロノミクス』一八四七年——K. Marx, a. a. O., Bd. III, S. 543. 向坂訳 (一〇) 二八三頁。)

(13) J. T. Holdsworth, *The First Bank of the United States, — National Monetary Commission, The First and Second Banks of the United States*, by J. T. Holdsworth & D. R. Dewey, (Senate, Document No. 571, 61st Congress 2nd Session) Washington 1910, pp. 40—1.

(14) *Ibid.*, pp. 40—1.

(15) *Ibid.*, pp. 41—2.

三 合衆国銀行と州法銀行

一七九一年二月二十五日成立した『合衆国銀行出資者加入に関する法律』(An act to incorporate the Subscribers to the Bank of the United States) は、その前文において合衆国銀行創設の意義につき、「企図される諸目的に適う充分広範な基礎の上に、また同時に正しくかつ慎重な管理のための適切な保証を与える諸原理にもとづいて合衆国銀行を創設することは、国家財政を成功裡に運営するに役立ち、緊急時に政府の必要とする資金の調達に便宜を供与し、また一般に貿易および産業に対して多大の利益をもたらすことは想起しうるところである」と規定した。すなわち、公債処理政策と関連し「ハミルトン体制」の重要な支柱をなすものであった同行は、独立後のアメリカに近代の独立国家としての経済的実質を付与するため、上からの資本制生産関係の創出—本源的蓄積の強行を企図する政府財政に資金的補助を与え、また商業および産業に対して豊富な信用を供給する社会的目的をもち、しかも各州領域にて流通するにすぎない種々の州政府紙幣の流通が連邦政府の財政機構に及ぼした混乱と、商業、産業に与える弊害を排除するため樹立された統一的鑄貨制度とともに齊一的紙券通貨の発行の目的をも同行設立につき意図されたのであった。

同行はこの広範な企図のため一、〇〇〇万ドルの資本金をもって設立され、それを限度とする銀行券発行権限が許容された⁽²⁾。かかる資本金および銀行券発行許容額が如何に巨額であるかは当時すでに設立されていた州法銀行のそれと比

較するとき明白となる。すなわち、北アメリカ銀行は四〇万ドルの資本金を、マサチューセッツ銀行は三〇万ドルの資本金をもって設立され、⁽³⁾ ニュー・ヨーク銀行は一七九一年に三二八、二五〇ドルの資本金を、⁽⁴⁾ またメリーランド銀行は一八〇〇年は三〇万ドルの資本金を有し、⁽⁵⁾ 発券許容限度は資本金を基準にその二〜三倍であつたことから、合衆国銀行は諸州法銀行に対し法的にはるかに優越する権限を賦与されたのである。そして公的機関として膨脹する連邦政府の軍事費、インディアン対策費あるいは公債償還費等の財政支出に援助を与え、一七九五年にはその貸上総額は六二〇万ドル、すなわち資本金の三分の二に達した。⁽⁶⁾ 同行は有産階層に対する政府の直接的、間接的保護を支えていくことによつて本源的蓄積の槓杆となつたのであり、一方においてかかる公的機関としての機能を果すとともに、他方においては商業、産業の信用の供給源としてそれらの利益を増進する役割をも有した。

ナポレオン戦争が勃発した一七九三年以後外国貿易は急速に伸張し、同行の貿易業への信用の供給も増加した。外国貿易額の推移は第二表に示される如く、総額において一七九一年の四八、二〇〇千ドルから九五年には一一七、七五〇千ドルに激増し、一八〇〇年には一六二、二〇〇千ドルに増加、一八〇七年に二四六、八〇〇千ドルと戦時の最高を記録した。ただ同年制定された『出港禁止法』(Embargo Act)のため、翌年の貿易額は七五、四〇〇千ドルに激減し、一二年に起つた対英戦争は貿易額を一層下落せしめ、一三年には四九、九〇〇千ドルに減じ、一四年には僅かに一九、九〇〇千ドルにとどまり、⁽⁷⁾ この貿易の不振は、それ以前の貿易、商業を基軸に発展した経済構造に衝撃を与え、戦争による英国製品の輸入停止、国内需要の増大等ともあいまつて蓄積資本の工業への投下を促し、一八一六年の保護関税の設定によつてその後進行する産業革命への基礎が形成された。がそれはともかく、合衆国銀行は貿易業者を保護し、為替手形の割引あるいは関税納付資金の貸付けを行った。⁽⁸⁾ したがつて貿易の増大にもなつて貿易業者に対する信用供与も

第 2 表 合衆国の輸出入総額の推移〔単位 1,000 ドル〕

年次	輸入総額	輸出総額	年次	輸入総額	輸出総額
1791	29,200	19,000 (500)	1801	111,300	94,000 (46,600)
92	31,500	20,700 (1,750)	02	76,300	72,000 (35,700)
93	31,100	26,100 (2,100)	03	64,700	55,800 (13,600)
94	34,600	33,000 (6,500)	04	85,000	79,900 (36,200)
95	69,750	48,000 (8,500)	05	120,600	95,500 (53,200)
96	81,400	67,000 (26,300)	06	120,400	101,500 (60,300)
97	75,400	56,800 (27,000)	07	138,500	108,300 (59,600)
98	68,500	61,500 (33,000)	08	57,000	22,400 (13,000)
99	79,000	78,600 (45,500)	06	59,400	52,200 (20,800)
1800	91,200	71,000 (39,100)	10	87,400	66,700 (24,400)

アメリカにおける信用制度発達の一段階

〔出所〕 F. W. Taussig, The Tariff History of the United States, 7th Ed., 1923, p. 12より

〔注〕 括弧内は輸出総額のうち外国生産物の再輸出額を示す

第二十六卷 第二号 七〇

膨脹し、この増加する信用需要のために、同行はすでに巨額に上った政府貸付が固定化することをおそれてその返済を政府に要求せざるをえなかつたのである。この要求に対して政府は財政需要の拡大にともなう財政逼迫から、歳入をもつて債務を返済しえず、やむなく一七九七年一月に政府所有の同行株式二一、一六〇株を売却し（二五パーセント・プレミアムつき）、売上金を債務返済に充当し、同年七月さらに六二〇株を売却し（二〇パーセントおよび二五パーセント・プレミアムつき）、また一八〇二年に二一、二二〇株をベアリング商会に売り渡し（四五パーセント・プレミアムつき）て政府は同行株主たる資格を喪失するにいたつた。

このように貿易の繁忙を契機に貿易資金の供給源として貿易業者との取引にその業務の重点を移していった。しかし同行のこの貿易、商業

第3表 合衆国銀行本・支店の他行に対する債権額

	年月日	他行における預金	他行に対する債務	他行に対する債権残高	他行銀行券手許有高
	年月日	\$	\$	\$	\$
フィラデルフィア	1811. 1. 1	175,766.00	28,982.00	146,784.00	191,895.00
ボストン	1810.12.22	320,000.00	142,000.00	178,000.00	26,750.00
ニュー・ヨーク	1810.12.29	480,504.00	—	480,504.00	—
ボルティモア	1810.12.29	383,543.72	193,067.51	190,476.21	71,131.66
ワシントン	1810.12.29	160,426.06	3,057.03	157,369.03	31,142.40
ノーフォーク	1810.12.22	70,156.26	—	70,156.26	31,890.00
チャールストン	1810.12.15	73,000.00	—	73,000.00	111,240.00
サバンナ	1810.12.15	—	—	—	23,095.00
ニューオリンズ	1810.11.24	21,734.00	—	21,734.79	24,765.00
計		1,685,130.04	367,106.54	1,318,024.29	511,909.06

[出所] J. T. Holdsworth, op. cit., p. 114 より

アメリカにおける信用制度発達の一段階

との連繋もフィラデルフィアを中心とする地域に限られ、ニュー・ヨーク、ボストン、ボルティモア、ノーフォーク、チャールストン、サバンナ、ニュー・オリンズおよびワシントンに支店が設置され、形式上は全国的な組織をもつ巨大金融機関でありながら、諸支店は本店による役員任命、本店に対する営業報告書の提出義務に服するにすぎず、⁽¹⁰⁾ 例えば発券業務の如きは本・支店間に配分された資本金に応じて各支店は銀行券を発行しうるとともに兌換する義務を負い、諸支店は事実上本店から独立した地位をもつものであった。支店はそれぞれ独自の立場にもとづいて営業を行ったのである。そのため合衆国銀行そのものと州法銀行との競合関係も一層の拍車が増えられた。ニュー・ヨーク銀行が経営困難におちいったことは前述したが、このとき合衆国銀行ニュー・ヨーク支店は正貨による貸付金一〇万ドルの返済を要求し、両者の対立関係を醸成した。⁽¹¹⁾

第三表にて示される如く、一八一〇年末の合衆国銀行は州法銀行に対して有する約一七〇万の預金から、その債務を控除した債権残高は約一三〇万に上り、同行は州法銀行の債権者としてこれを統制したのであり、そしてそのことは、公的機関として巨額の発券力

と国庫金の預託とあいまって合衆国銀行設立に対する州法銀行の羨望と反対を惹き起したのである。

ところで、合衆国銀行が産業および貿易業に対して資金援助を与えて、それら諸産業を發展せしめる目的をもって創設されたが、連邦政府樹立後の商品経済の発達、拡大に伴って、各地に州法銀行が簇生した。一七九三年のナポレオン戦争の勃発がもたらした貿易の隆盛は、それに付随して国内商業取引を増大せしめ、また諸工業も急速に發展したが、銀行業もまず北部地方において増加し、その他の地域においてもまた増大した。州法銀行数は一七九〇年には四行であったが、一七九五年には二三行に、一八〇〇年には二八行に増加し、一八〇五年には七五行、一八一一年には八八行に達した。⁽¹²⁾さらに対英戦争以後の交通革命にもなった西部地方をも含めたより広範な地域での諸産業の発達、商品流通の拡張により、州法銀行は激増し、一八一五年には二〇八行、二〇年には三〇七行、そして三〇年には三三〇行を数えるにいたった。⁽¹³⁾

さきにも述べたが、銀行業は商品生産・流通が拡大するとき、商品取引に伴う貨幣取扱業務を集中的に代行して、産業資本家および商業資本家が自ら貨幣取扱業を行う場合そのために利潤から控除されねばならぬ費用を節減し、また遊休貨幣を集積してこれを貸付け、機能資本に転化することにより資本所有の私的限界を越えて資本投下量の拡大を可能ならしめる機能を営む。銀行業は貨幣取扱の技術的操作とともに利子つき資本または貨幣資本の管理を行う。しかし当時の銀行業は発券業務と切り離しては存立しえなかった。貨幣資本の蓄積の低位を反映して、貨幣資本の循環運動の過程から排除されて遊休化する貨幣の預金される額も僅少であり、この傾向は商業資本によって貨幣的富の蓄積が推進された東部沿岸地方よりは西部地方に顕著であった。したがって貸付の源泉は新たな銀行券の発行に求められねばならなかった。しかもこの貸付形式は殆んどが手形割引ではなくて、有担保・無担保貸付けによるものであった。

ところでこの割引、貸付けによって流出する銀行券は銀行の手形に外ならない。商品流通が発達するにつれて、商品の譲渡と対価の支払とが時間的に分離し、売手買手間に債権債務関係が成立して、いまや商品は買手の債務証書13 手形と引き換えに売られ、手形はその支払期日までは転々流通し流通手段、支払手段として機能する。しかも「手形は、本来の信用貨幣、銀行券その他の基礎をなす」14 ののである。けれども商業手形と銀行券との間には「全く別個の、本質的に異なる要素」15 が存在する。すなわち、商業手形が譲渡された商品の価値の貸付けをその内容とするのに対し、銀行券は貸付けられた銀行の金債務16 信用の通貨形態である。換言すれば、銀行券は「いつでも持参人に支払われるという銀行業者あての手形にはかならない」16 のであり、それは銀行業者によって個人手形に代って発行されるのである。銀行券はまず商業手形の割引にもとづいて現われる。蓋し、手形割引こそ銀行業者あての手形をすでに流通している商業手形にかわって流通せしめる本来的契機をなすから。商業手形を銀行券と引き換えることにより、商業手形の形態で存する債権を通貨形態に置き換えるのである。

独立後のアメリカにおいて、商品流通は未だ充分に展開しえず、商業手形の流通は少なく、また地域的に狭小な範囲にとどめられた。合衆国銀行も一週のうち二日に限って手形割引を行うとの営業規則にしたがって月曜日および木曜日に手形を割引いた。17 しかし商品流通の急速な拡大は、手形流通の未発達のままに担保貸付けの形式による銀行券の発行・流通をもたらし、しかも各地の諸産業の簇生は、事業を拡張し、また追加資本を調達するため長期的信用の借入れを必要として、「彼の資本の貨幣形態を先取し、それによって再生産過程を流動状態に保たんがため」18 にすぎない手形割引よりは、長期の担保貸付けを發達せしめた。そして、かかる担保貸付あるいは手形割引によって発行される銀行券は、商品流通の変動に応じて膨脹、還流——収縮して貨幣流通必要量を充たすのである。しかし合衆国銀行は州法銀行に

対してその発券量を統制し、それをつうじて、また保守的營業により発券量を抑制して商品取引量の増大にともなう貨幣必要量の充足を妨げ、地方の商人、マニユファクチュアの不滿を受けた。同行の発券量は六〇〇万ドル台を超過することは決してなかった。そのうえ同行は一賢士の兌換をなさざる州法銀行の銀行券を受領することを拒絶し、正貨での兌換を強要してその銀行券の流通を妨げた。かくて合衆国銀行は、ロンドンの銀行が産業革命の進行に伴って地方に発生した地方銀行に対し、手形割引を介して信用を供与して増大する地方の貨幣需要を充たすことを可能ならしめたのと異って、むしろ一方において金屬貨幣準備の増加をはかり、一八〇九年議会で提出された財務長官ギャラティン(A. Gallatin)の報告書によれば、正貨保有額は五〇〇万ドルとなっているが、実際には一、五〇〇万ドルを越えていたといわれ、⁽⁸⁾他方において、業務の重点を対政府取引から対民間取引に移したにもかかわらず保守的な貸付策をとり、また州法銀行の銀行券発行を抑圧して、通貨供給機構を非弾力ならしめ、このことは合衆国銀行への国庫金の独占的預託とあいまって州法銀行および地方産業の合衆国銀行への反対を惹き起したのである。そしてこの対立には、合衆国銀行の創設当初より起った連邦主義対州権主義の政治的対立も絡らまって、合衆国銀行の特許更新は政治的視角から処理されたのである。

以上の如く、合衆国銀行は「ハミルトン体制」の一環として、政府に対する財政上の支援による本源的蓄積過程の促進、産業、貿易に対する潤沢な信用供与および紙券通貨の統制等の目的をもって設立され、その後は州法銀行との競争を強め、孤立し、解散するにいたったが、この合衆国銀行の変遷とともに、同じく独立国家成立の指標としての統一的貨幣制度の推移についてふれておきたい。

植民地時代には多種の各国貨幣——西印度貿易をつうじて流入するスペイン・ドル貨幣(銀貨)が貨幣流通の支配的

割合を占めていた——が、それらはイギリスの貨幣名により各種民地が法定したそれぞれの交換比率にしたがって流通した。したがってアメリカ植民地は、貨幣体系の異なる複数の経済領域を内包するものであった。しかし独立後連邦政府の樹立とともに、かかる状態を是正し、統一的貨幣制度の確立が要請され、憲法による貨幣鑄造・統制権限（一条第八節一〇項）にもとづき、一七九二年四月二日『鑄貨法』(An act establishing a Mint and regulating the Coins of the United States) が制定された⁽⁸⁾。同法により金銀複本位制が採用され、それは金一ドルをもって標準金(品位は一〇〇〇分の九一六・六七)の量目二七・七五グレインを、銀一ドルをもって標準銀(品位は一〇〇〇分の八九二・四三)の量目四一・六六グレインを、すなわち純銀三七・一二五グレインを含有するものとし、したがって金銀法定比価は一对一五と決定された。さらに、金銀は法貨として無手数料で自由鑄造されることが規定されたのである。

この金銀複本位制採用には、価値の安定性による金の優位を認めながらも、流通する金属貨幣の大部分を銀貨が占めていた現実の状態を維持しようとの要求、それと関連して、金銀をもとに本位貨幣とすることによって金単本位制の場合に比べてより多くの(本位)貨幣を保持できるとの数量説的見解、あるいは商品取引単位が未だ小額であった事実等がその理由となったが、これにより二元的価値尺度の矛盾、すなわち二つの尺度が同時に行われえないにもかかわらず、法的にこの二つの尺度を機能せしめようとする論理的矛盾を貨幣制度にもちこむことになった。したがって金銀の比価が法定されたにもかかわらず、金銀の価値関係は変動せざるをえず、法定比価と現実の市場比価との間に乖離が生ずるとき、過高評価された金属により過低評価をうける金属が流通過程より駆逐され、前者だけが事実上価値尺度として、したがって本位貨幣として機能するのである。「銀と金とが法定の貨幣として、つまり価値尺度としてならんであるところでは、それらをひとつの同じ物質としてとりあつかおうとする無駄なところが絶えずなされてきた。同じ労働時

間が同じ割合の銀と金とに常にかわることなく対象化されていると仮定することは、実は、銀と金とは同じ物質であつて、価値のより少ない金属である銀は、金の常にかわることのない一部分であると仮定することである⁽²¹⁾。(傍点原文ゴチック)しかしそれにもかかわらず「あるときは金があまりに高く評価され、あるときは銀があまりに高く評価され

第4表 金銀市場比価の推移(ハンブルグ相場)

年次	金銀比価	年次	金銀比価
1785	14.92	1798	15.59
86	14.96	89	15.74
87	14.92	1800	15.68
88	14.65	01	15.46
89	14.75	02	15.26
90	15.04	03	15.41
91	15.05	04	15.41
92	15.17	05	15.79
93	15.00	06	15.52
94	15.37	07	15.43
95	15.55	08	16.08
96	15.65	09	15.96
97	15.41	10	15.77

〔出所〕 J. L. Laughlin, A New Exposition of Money, Credit and Prices, Vol. I, 1931, p. 97 より

経験は、要約すれば、法律によつて二つの商品が価値尺度の機能をいとなむ場合には、事実上は常にただひとつの商品だけが価値尺度としての地位を主張するにすぎない、ということに帰着する⁽²²⁾。(傍点引用者)

さきの『鑄貨法』によつて金銀の比価は一对一五に法定された。しかし第四表の如く、金銀の市場比価はこの法定比

た。あまりに低く評価された金属は流通から引上げられ、鑄潰され、輸出された。そこで両金属の比価が再び法律によつて変更されたが、その新しい名目価値は、やがて実際の比価との間にまゑと同じような衝突をはじめた。……實際フランスのように、二つの金属が法定の価値尺度であり、支払われるときには両方とも受けとられなければならないが、しかも各人は勝手にどちらでも支払いうるような国々では価値が騰貴した金属は打歩を生じ、ほかのあらゆる商品と同じように、過大に評価された金属でその価格をはかるのであつて、この過大に評価された金属だけが価値尺度として役立つことになる。この領域でのいっさいの歴史的

第5表 金銀の年平均生産量

期 間	金生産量	銀生産量
1761~1780	20,705 kg	652,740 kg
1781~1800	17,790	879,060
1801~1820	17,778	894,150

〔出所〕 J. L. Laughlin, The History of Bimetallism in the United States, p. 42. より

他から乖離していった。一七八〇年以後、メキシコにおける富豊かな銀鉱山の採掘は、銀の価値の低下をもたらし、多量の銀を流通過程に注入せしめた。第五表が示す如く、金の年平均生産量はおおむね変化しないのに対して、銀の生産量は増加を続けた。金銀の価値関係の変動はその市場比価の変動を惹き起す。『鑄貨法』制定の翌年一七九三年には、市場比価は法定比価に等しき一対一五であったにもかかわらず、翌九四年には一対一五・三七、九五年には一対一五・五五、一八〇〇年には一対一五・六八、また銀貨の自由鑄造が

停止された前年の一八〇五年には一対一五・七九と市場比価は変動をつづけ、法定比価からの背離を示した。そのため一七九四年に銀貨が鑄造され、翌九五年に金貨が鑄造されて法定比価で金銀の自由転換のみちが設けられるや、一定の銀地金は法定比価で市場におけるよりも多くの金貨に換えられ、それでもって市場にてより多くの銀地金を取得し、それをさらにより多くの金貨に転換する金銀の裁定取引によって、不利な金貨は地金化されて流出し、反対に有利な銀地金は銀貨にされて、銀は金を価値尺度すなわち本位貨幣の地位から排除したのである。しかも『鑄貨法』にもついで鑄造された銀貨は貿易経路をつうじて流入するスペイン・ドルあるいはメキシコ銀貨に比べて軽量であり、したがってさきの金銀の裁定取引は、この軽量銀貨と重量銀貨との転換が絡み

合って現われる。換言すれば、一定量の国内銀貨は市場においてより重いこれら外国銀貨に転換され、それを鑄潰し、それをもって法定比価にてより多くの金貨に換え、それでもって市場でより多くの銀地金を入手し、それをさらにより多くの金貨に転換するかあるいは銀貨に鑄造して再び外国銀貨に換える等の取引が行われ、これにより仲介者はこの裁定

の利益を得るとともに不利な金は有利な銀によって貨幣の地位から駆逐されたのである。したがって一七九二年の『鑄貨法』によって複本位制が採用されたにもかかわらず、事実上は銀単本位制となった。²⁴⁾ 第六表によって示される如く銀

第 6 表 金 銀 鑄 造 高

期 間	総 金 貨	銀 弗 貨	小 額 銀 貨
1792~1795	\$ 71,485.00	\$ 204,791.00	\$ 165,892.80
1796~1800	942,805.00	1,052,667.00	17,103.95
1801~1805	1,533,267.50	182,059.00	287,889.00
1806~1810	1,717,475.00	—	3,099,217.25
1811~1815	1,345,925.00	—	2,622,316.50
1816~1820	1,820,585.00	—	3,348,494.45

〔出所〕 A. B. Hepburn, A History of Currency in the United States, Revised Ed., 1924, p. 52 より

地金から金貨への転換によって金貨鑄造高は増加し一七九二―五年間の約七万ドルから一七九六―一八〇〇年には約九四万ドルに急増し、一八〇一―五年には約一五〇万ドルに膨脹した。そしてまた銀貨鑄造高も裁定取引過程における外国銀貨の再鑄造により一七九二―五年の約二〇万ドルから一七九六―一八〇〇年には約一〇五万に増加した。しかし、かかる銀金の裁定取引による金の流出と、両替業者による裁定の利益の取得を阻止するため、一八〇六年大統領ジェファソンは銀貨の自由鑄造を禁止して、その価値尺度機能を停止せしめ、これにより貨幣制度は法制上跛行本位制度に転形するにいたった。

かくして一七九二年金銀複本位制が制定されてのち、直ちに複本位制の内在的矛盾すなわち法制上は二つの価値尺度を是認しながらも、流通界では二つの価値尺度が両立しえないという矛盾を惹起した。法律により固定化された比価と現実の価値関係に依じて変動する市場比価との衝突は、有利となった銀による不利な金の貨幣の地位からの排除をつうじて、事実上銀単本位制を成立せしめた。この過程は一元的価値尺度に対する商品流通の要請の貫徹する過程でもある。しかし一八〇六年の銀貨の自由鑄造禁止により、金の価値尺度機能を再び法的に是認した跛行本位制度に形態転化を遂げたのである。それは金の価値尺度としての

実際の優位を認めたものでもあり、一九〇〇年にいたりその優位は法的に確認され金本位制度が確立するのである。

- (1) National Monetary Commission, Laws of the United States concerning Money, Banking, and Loans. 1778—1909, Compiled by A. T. Huntington & B. J. Mawhinney, (Senate, Document No. 580, 61st Congress 2nd Session) Washington 1910, p. 269.
- (2) National Monetary Commission, *ibid.*, p. 269, 272. なお、合衆国銀行の設立に関する諸規則については拙稿前掲論文 三二—三三頁参照。
- (3) C. A. Conant, A History of Modern Banks of Issue, 6th Ed., 1927, p. 335, 360.
- (4) B. Hammond, Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War, 1957, p. 77.
- (5) *Ibid.*, p. 144.
- (6) J. T. Holdsworth, *op. cit.*, pp. 43—5.
- (7) *Ibid.*, pp. 63—5.
- (8) *Ibid.*, pp. 63—6.
- (9) *Ibid.*, pp. 48—9.
- (10) *Ibid.*, pp. 36—8.
- (11) *Ibid.*, pp. 41—2, p. 62.
- (12) A. B. Hepburn, A History of Currency in the United States, Revised Ed., 1924, p. 87
- (13) *Ibid.*, p. 127.
- (14) K. Marx, a. a. O., Bb. III, S. 436. 向坂訳(一〇) 一一三頁。
- (15) A. a. O., Bd. III, S. 523. 向坂訳(一〇) 一一五〇頁。
- (16) A. a. O., Bd. III, S. 440. 向坂訳(一〇) 一一九頁。
- (17) J. T. Holdsworth, *op. cit.*, pp. 28—7.
- (18) K. Marx, a. a. O., Bd. III, S. 465. 向坂訳(一〇) 一六一頁。

- (19) B. Hammond, op. cit., p. 209.
- (20) Cf., National Monetary Commission, op. cit., pp. 474—9. 拙稿前掲論文三〇'三三頁参照。
- (21) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Ditz, Verlag, S. 74. 岩波文庫訳九〇頁。
- (22) A. a. O. SS. 74—5. 岩波文庫訳九〇—一頁。
- (23) A. B. Hepburn, op. cit., p. 47.
- (24) 金銀の法定比価と市場比価との乖離によって、銀が金を貨幣の地位から駆逐して、事実上単一の価値の尺度となるが、この復本位制の矛盾についてはわが国における明治初期の複本位制を取扱った岡橋保「明治四年新貨条例下における価格標準について」『金融経済』六〇号（一九六〇年二月）を参照されたし。

四 合衆国銀行の特許更新の拒否

以上において述べた合衆国銀行は州法銀行と競争過程においてその發券機能に直接的統制を加え、それをもってあるいは自らそれぞれの地域の諸産業に対する貸出を抑制することにより、州法銀行および諸産業の反感を醸成したのである。が合衆国銀行に対しては、その創設当初から憲法との関係において設立の可否が争われた。この法理論上の対立は、つまるところさきにふれた憲法の必要・適当法律制定権（第一条第八節一八項）の法的解釈をめぐって惹き起された。

ハミルトンによれば「政府に賦与された権限は、その性質上最高のものであり、その言葉の意義により、その権限の諸目的の達成のために必要であり、公正に適用しうるあらゆる手段を用いる権限を含みます。その権限は、憲法に明記された制限や例外によって妨げられるものでもなく、邪悪なものでも、また政治社会の必要不可欠の諸目的にも相反するものでもありません」⁽¹⁾（傍点—原文コチック）とワシントン大統領（G. Washington）宛の書簡にて主張する如く、当

権限は列挙された明示的権限を遂行するに必要な一切の黙示的権限を包含すると解し、「憲法は必要な手段、ななわちそれなしには権限の承認が無効となるような手段に制限した」⁽³⁾。シェファーンソンの如く、黙示的権限をそれなしには明示的権限の行使が不可能となる全く不可欠のものに限定しようとする厳密解釈主義に反対する。しかも権限の制限につき「ある手段が必要とされるその程度はそれを採用するための法律上の権限についての審査によることはできません。それは見解の問題であり、たんに方策に対する判別の問題です。手段と目的の關係、すなわち権限の行使のためにとられる手段の性質、とその権限の目的との関連が合憲性の基準にならねばならないのであり、必要や有用の多寡ではありません」⁽³⁾（傍点—原文ゴチック）、そして「必要なという言葉の制限的な解釈は、この正しい解釈の原理に反するものです。すなわち憲法に含まれている政府の権限——特に一国の政務、財政、貿易、国防等の一般的な行政に関する権限——は、公共の利益の増進に関して自由に解釈されねばなりません。この規定は、特定の政治形態やその権限の特別な限界線によるのではなく、政府自体の性格と目的によるのであります。それによって国民の要求があてがわれ、国民の不便が排除され、国民の繁栄が増進されうる手段は、非常に多岐、広範囲、かつ複雑で、したがってこれらの手段の選択と適用には、必然的に広範な思考を必要とします。それ故に、自由な解釈の原理にもとづいて権利を行使する必要と妥当性が政府に委任されています」⁽⁴⁾との拡大解釈主義により合衆国銀行設立は以上の政府の目的を達成するための一手段であるとして、その合憲性を強調したのである。この立場は、憲法は、政府に対して与えられた権限の遂行に必要な手段に関して自由裁量権を与えたのであり、政策の目的が適法であり、憲法の付与した権限内にある場合には、その目的のために適用されるすべての手段は合憲的であるとの一八〇五年の最高裁判所判事 J・マーシャル (J. Marshall) の判決⁽⁵⁾によって支持された。しかしこの憲法論争は、根底に連邦主義対州権主義の対立が存したのであるが、その論争は合

第 7 表 合衆国銀行本・支店における国庫金預託額

	1803	1804	1805	1806
合衆国銀行本店	\$ 996,047	\$ 1,130,905	\$ 554,488	\$ 877,505
ボストン支店	588,078	666,909	818,569	1,173,714
ニュー・ヨーク支店	1,244,276	702,768	1,097,099	1,340,620
ボルティモア支店	616,177	227,208	431,430	294,560
ワシントン支店	229,648	178,034	72,398	305,740
ノーフォーク支店	471,978	188,339	332,406	180,595
チャールストン支店	430,224	305,644	159,180	244,975
サバンナ支店	138,591	150,445	119,720	62,328
ニュー・ オルリーズ支店	—	—	121,000	236,748
計	4,715,019	3,550,252	3,706,290	4,716,785

〔出所〕 J. T. Holdsworth, op. cit., p. 60 より

アメリカにおける信用制度発達の一段階

第二十六卷 第二号 八一

衆国銀行設立問題の解決し、法的根拠を与えたのである。

この法理論上の争いとともに行は州法銀行と経済的利害の衝突を惹き起した。それについては以上において述べてきたように、合衆国銀行が競争關係に立つ州法銀行の貸出力を抑制したことに主因が存する。まず同行は国庫金の独占的預託をうけて州法立銀行の国庫金預託額を減少せしめ、豊かな預金額を誇った。例えば、一七九二年既設の五州法銀行の年初と年末だけの国庫金預託額を比較してみても、プロヴィデンス銀行において七、九六九ドルから四五、九五七ドルに増加したのを除いて、マサチューセツツ銀行では六五、五七八ドルから一三、六二六ドルに、ニュー・ヨーク銀行では二二四、六七七ドルから六九、〇一九ドルに、北アメリカ銀行では四七一、九七二ドルから六一、六一〇ドルに、激減し、メリーランド銀行においても五〇、六六五ドルから九月には僅か九、八〇〇ドルに減少し、また、一八〇三—六年間の平均四〇〇万ドルから五五〇万ドルに上った国庫金預託総額のうち、合衆国銀行本・支店への預託額は第七表に示される如く約三五〇万ドルから四七〇万ドルを占めたのであり、このことは州法銀行の融資力を減少するものとして、州法銀行と合衆国銀行の対立の一原因をなし

たが、合衆国銀行への国庫金の集中は、別の意味において州法銀行に対する抑圧的作用をつくりだした。すなわち連邦政府に対して、納税あるいは州法銀行の貸上げにより州法銀行券で納付された歳入は、国庫預金として合衆国銀行に預託されたのであり、その場合合衆国銀行は政府の支出に対し自行の銀行券をもって払い出す一方、他方においてこの受

第 8 表 合衆国銀行営業報告書

	1809年1月	1811年1月
資産		
高利引割付	\$ 15,000,000	\$ 14,578,294
債権	2,230,000	2,750,000
負債	—	57,046
不動産	800,000	894,145
高利許有	480,000	500,653
正貨	—	393,341
保	5,000,000	5,009,567
計	23,510,000	24,183,046
負債		
金益	10,000,000	10,000,000
流通	510,000	509,678
預貯	4,500,000	5,037,125
政府預	8,500,000	5,900,423
債務	—	1,929,999
高利許有	—	634,348
正貨	—	171,473
計	23,510,000	24,183,046

〔出所〕 J. T. Holdsworth, op. cit.,
p. 112 より

務長官ギャラティンが議会に提出した報告書によれば合衆国銀行の営業状態は第八表の如くであるが、さきに指摘したように、それによって示された正貨保有高五〇〇万ドルは、実際には一、五〇〇万ドルを越えると推定されまた預金は一、七〇〇万ドル以上に上ったといわれる。

の巨額の資力を保有するにいたったが、この集中傾向は、未だ商業資本が支配的であり、各地に散在する商品市場は各州において独自の発達・拡大過程だったのであり、したがって産業資本の十分な発達がもたらす商品市場の融合過程のうちに推進される金属貨幣準備の集中と、統一的銀行券の発行を基礎とする中央銀行制度へと発展するものではない

アメリカにおける信用制度発達的一段階

かった。むしろ合衆国銀行が金屬貨幣を集積し、州法銀行券の發行を抑制すればするほど両者間の対立は激化せしめる結果となつたのである。

このように合衆国銀行は州法銀行との対立を深めながらも、その特許期限をさらに更新するため一八〇八年特許更新の請願書を議會に提出した。翌一八〇九年にはギャラティンは同行の特許更新の提案に賛成の意思を表明し、さらに同行の資本金を三、〇〇〇万ドルに増額し、より豊富な資金供給源たらしめる修正案を提出した。これを機會に同行の特許更新をめぐる論争が沸騰するにいたつたが、それは同行の解散によって商品流通に与える諸打撃、同行の貸付の制限および同行が果した役割を中心に展開された。つまり、同行の解散によるその銀行券の回収、廃棄は、現実の通貨流通量を貨幣流通必要量以下に減少せしめ——もちろんこの通貨流通の空隙は他の代用貨幣によって充たされるが——、よって商品の円滑な流通、商品価値の實現を困難ならしめる。したがってフィラデルフィアあるいはニュー・ヨークの商人階層、銀行業者はその損失を回避するため、合衆国銀行と貸付その他の關係をつうじて接触していたこともあいまって同行の特許更新に賛成した。一八一〇年一二月フィラデルフィアの四州法銀行の合同委員会は特許更新の賛意を表明し、同年一二月同市の商業會議所は再特許の請願書を上院に提出し、また翌年一月ニュー・ヨーク銀行は議會に対し同様な請願を行った。しかしこれに対し中部内陸地域、南部、および北部でさえもが同行の不当な貸出抑圧策に対する反感から、また殊に中部および南部の強い反連邦主義から特許更新に反対したのである。

かくて一八一一年一月下院は六五対六四の一票の差で特許更新の審議を無期限に延長する動議を可決したが、上院において、二月に副大統領クリントン (G. Clinton) の決定投票 (議員投票の結果は一七対一七の同数であった) をもつて同行の特許更新は拒否され、またその營業を二ヶ月延長することの請願も否決されて、同行は三月三日をもって解散する

にいたった。そして直ちに同行の清算が行われ、シラード (Stephen Girard) によって買取られたのも、一七二〇〇万ドルの資本金をもつシラード銀行 (Girard's Bank) が成立した。

- (1) Papers on Public Credit, Commerce and Finance by Alexander Hamilton, Edited by Samuel McKee, 1934, p. 101.
- (2) R. D. Hefner, A Documentary History of the United States, 1952, アメリカ史研究会訳『原典によるアメリカ発展史』
七六頁。
- (3) Papers, op. cit., p. 107.

(4) Ibid, p. 108.

(5) 大野盛直 前掲書一五二頁参照。

(6) J. T. Holdsworth, op. cit., p. 57.

(7) B. Hammond, op. cit., p. 209.

お　す　わ

以上において、合衆国銀行創設の政治的・経済的意義および同行と州法銀行との関連について述べた。合衆国銀行は「豊かな財務行政のために最も重要な機関であり、国家信用の維持に関する諸活動にとつて最も有用な機関である」として設立されたが、同じく国家財政に援助を与えることを目的としてイングランド銀行もまた創設された。しかし後者は、いち早く進行する産業革命による商品生産・流通過程の拡大と、それがもたらす統一的商品市場を基礎に、銀行間の連繋が形成され、さらにイングランド銀行は、この連繋に沿って自己の取引業務を広げ、商品生産・流通の過程から生み出される遊休貨幣資本の増加が他の諸銀行を預金銀行に転化することを可能ならしめたこととあいまって、発券業務を独占し、金属貨幣を集中して中央銀行に成長したのである。しかし前者の場合、同行が依拠する基盤の未成熟性は、

同行を設立後僅か二〇年にして解散に迫いやった。資本主義の生成の中から形成される銀行制度は、アメリカの場合にはイギリスから移植されたものであるとはいえ、それが立脚する経済的基盤の相違に応じて異なった発展過程を示すのである。

独立後、各州は法律上形式的には、連邦体制の下に結合されながらも、実質的には各州は、それぞれ独立した政治的・経済的領域を構成していたのである。商業資本の支配的な段階において商品流通の拡大に伴って市場間の商品移動が増加するが、しかし未だこれら市場が地域的に融合せられることはなかった。銀行制度もかかる市場関係を反映して、各地方市場に設立される銀行間の統一的系列は成立しなかった。合衆国銀行もフィラデルフィアおよびニュー・ヨークの銀行、商人階層に対しては諸便宜を与える一方、他方同行は州法銀行との競争をつうじてこれを抑圧したのであり、ために地方の諸階層の反撃をもうけて解散を余儀なくせられたのである。だが各地における産業資本の発達、その支配の確立により、地方市場は拡大化された商品流通過程の中に組み入れられる。統一的銀行組織は、かかる経済的基礎の上に形成されるのであって、産業資本支配の確立、鞏固な連邦制度の確立の指標たる南北戦争（一八六一—五）のさなか、一八六三年に国法銀行制度の形をもって統一的銀行体系が成立したのである。かくして、商業資本支配の下における統一的商品市場の未成立の段階において、この第一合衆国銀行のみならず一八一六年設立された第二合衆国銀行もまた同様な州法銀行との対立関係に逢着せざるをえなかったのであり、州法銀行の支配が続いたのである。

(注) Papers, op. cit., p. 53.